

自治会員名簿の作成管理に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、自治会員名簿の作成及び運用について必要な事項を定める。

(自治会員名簿の登録及び変更)

第2条 自治会は、自治会員名簿を作成する。

自治会員は、自治会員名簿作成及び更新作業に協力をしなくてはならない。

世帯主は、自治会員に変更があった場合は速やかに所定の用紙で届出しなくてはならない。自治会員名簿の届出に際しては、封筒に密封し、自治会役員に手渡さなくてはならない。

(自治会員名簿への掲載事項)

第3条 自治会員名簿に掲載する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 番地
- (2) 申請者（世帯主）の氏名
- (3) 申請者（世帯主）生年月日
- (4) 申請者（世帯主）の連絡先・携帯電話番号
- (5) 自治会員全員の氏名・生年月日・年齢・性別・続柄・届出区分・届出理由

(自治会員名簿の利用目的)

第4条 自治会員名簿は、次の目的のために利用するものとし、他の目的に利用してはならない。

- (1) 自治会員の把握
- (2) 自治会活動
- (3) 災害等緊急時への対応

(自治会員名簿の管理)

第5条 自治会員名簿は集会所で保管管理し、バックアップ用以外にその写しを作成してはならない。

自治会員名簿の情報を第三者に漏らしてはならない。

(名簿の閲覧・利用)

第6条 名簿の閲覧・利用は自治会役員に限る。

(改廃)

第7条

この細則の改廃は、役員会の発議により総会での決定でもっておこなう。

附則 この細則は、平成25年4月1日から実施する。